医政医発1018第7号 医政歯発1018第1号 薬生総発1018第1号 政統人発1018第1号 平成28年10月18日

公益社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 医 事 課



厚 生 労 働 省 医 政 局 歯 科 保 健 課 **5**

厚生労働省医薬・生活衛生局 総 務 課



厚生労働省政策統括官付 参事官(人口動態・保健社会統計担当)



平成28年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査について(依頼)

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法(昭和23年法律第201号)第6条第3項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第6条第3項及び薬剤師法(昭和35年法律第146号)第9条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びにこれに基づく統計法(平成19年法律第53号)第19条による統計調査の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮を お願いいたします。 なお、届出票につきましては、病院、診療所、薬局、大学、研究機関等に従事する 医師、歯科医師及び薬剤師に対してはこれらの施設を通じて配布することとしており ます。

記

1 届出義務のある者

日本国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録 されている医師、歯科医師及び薬剤師(休業中を含む)

2 届出事項

平成28年12月31日現在の別紙各届出票に係る事項

3 届出先

住所地の保健所又は従業地の保健所

4 届出の期限

平成29年1月15日

医

H28 医

医 師 届 出 票

第二号書式(第六条関係)

(平成28年12月31日現在)

(1)	住 所	T				
(1)	<i>D</i> . <i>D</i> .	都 道 府 県	:			
	ふりがな	//u /rk	電話			
(-)	F-7		市外局番			
(2)	氏 名)			
(3)	性 別	1 男 • 2 女 (4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 年 月 日 3 大正 年 月 日			
(5)	医籍登録番号	第 号 (6) 医籍登録年月日	1 平成 2 昭和 年 月 日 3 大正 年 月 日 4 明治			
(7)	従事している施設	设及び業務の種別				
	回答欄		多 の 種 別			
-	01~17のうち1つ	診療所 01 診療所の開設者又は法人の代	表者			
	を記入すること。	02 診療所の勤務者 病院 03 病院の開設者又は法人の代表	学			
	主たる施設•業務 の種別(1つ)	(医育機関附属の病院を除く。) 04 病院の勤務者	11			
	-	05 医育機関の臨床系の教官又は	教員			
,		医育機関 06 医育機関の臨床系の大学院生				
	複数の施設に従事	(医学部を有する大学 07 医育機関の臨床系の勤務者で0 又はその附属機関) 08 医育機関の臨床系以外の大学	5及び06以外の者 (医員、臨床研修医、その他) 陰広			
	している場合で2		者で08以外の者(教官、教員、その他)			
	番目に長時間従事 している施設につ	介護老人保健施設 10 介護老人保健施設の開設者又	は法人の代表者			
	いて 01~16 のうち 1つを記入するこ	11 介護老人保健施設の勤務石	TTT des MATER - HI Tip. Le			
	٤.	12 医育機関以外の教育機関又は 13 行政機関の従事者	研究機関の勤務者			
	従たる施設・業務	上記以外の施設 13 11以級関の従事有 14 12及び13以外の産業医				
	の種別(1つ)	15 上記以外の保健衛生業務の従事者				
		その他 16 その他の業務の従事者				
(0)	主たる従事先		」 を担合の従事生について記えせること)			
(6)	エルる 促事儿 ふりがな	((1)開めに主にる心臓、・米切り性が」では1-10のパッタ400~とに/	電話			
	3 1 2		市外局番			
	名 称		()			
	所在地	〒	`			
<u></u>		府県郡	村			
(9)	従たる従事先	(複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~15				
	ふりがな		電話			
	名 称		市外局番 (– – –)			
			/			
		〒 -				
	所 在 地	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	町			
++-	7 発車生の出犯	府県郡	村			
	:る従事先の状況 Fの(10)~(12)欄は、	(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に 01~05、07 及び 09~15 のい	ずれかを記入した者のみが記入すること。) ぱんしょ			
			川として施設で定めた勤務時間のすべてを勤			
(10)	就 業 形 態	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満			
(の日は白よるいのの「芥中却」」には「中却」 及びで						
(11)	主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理	・ 4 産業医業務 5 その他			
			7 生未込米切 0 Cの他			
(12)	休業の取得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3	介護休業			



(13) 従事する 診療科名等[((7)欄の「主たる施設・業務の 01 内科	種別」に01~07のいずれかる 02 呼吸器内科	を記入した者のみが記入するこ 	こと。)
従事するすべての診		04 消化器内科(胃腸内科)		06 神経内科	
療科名の番号を○で	Ι	07 糖尿病内科(代謝内科)		09 皮膚科	
囲むこと。また、2		10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	
つ以上〇で囲んだ者		13 小児科	14 精神科	15 心療内科	
は右欄に主たる診療 科名の番号を1つ記		16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	BB 원 환기
入すること。		19 乳腺外科 22 泌尿器科	20 気管食道外科 23 肛門外科	21 消化器外科(胃 24 脳神経外科	肠外科)
臨床研修医の場合、	Π	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	
「40 臨床研修医」の		28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	
みを○で囲むこと。		31 産婦人科	32 產科	33 婦人科	主たる診療科名
該当する診療科名が	ш	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	の番号(1つ)
ない場合、最も近い	ш	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	
診療科名の番号を〇	IV	40 臨床研修医	41 全科		
で囲むこと。	V	42 その他()		
取得している広告 可能な医師の専門 (4)性に関する資格名 及び麻酔科の	榜		資格は更新制であるため、男	専門性に関する資格及び麻酔科 見時点で資格を取得しているか に留意すること。 03 皮膚科専門医	
標榜資格		04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門图	Ē
M M A TO		07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門	
取得しているすべて		10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医		Ž
の資格名の番号を○		13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医	
で囲むこと。		16 形成外科専門医 18 呼吸器専門医	17 リハビリテーション 19 循環器専門医	/科專門医 20 消化器病專門图	E
*		21 腎臓専門医	22 肝臟専門医	20 角化器病等门2	
		24 糖尿病専門医	25 内分泌代謝科専門图		<u> </u>
	_	27 アレルギー専門医	28 リウマチ専門医	29 感染症専門医	
	Ι	30 心療内科専門医			
		31 呼吸器外科専門医	32 心臟血管外科專門的	云 33 乳腺専門医	
		34 気管食道科専門医	35 消化器外科専門医	36 小児外科専門图	<u> </u>
		37 超音波専門医	38 細胞診専門医	39 透析専門医	
1		40 老年病専門医	41 消化器内視鏡専門图		
		43 漢方専門医 46 核医学専門医	44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医	45 気管支鏡専門图 48 婦人科腫瘍専門	
		40 核医子母门医 49 ペインクリニック専門		51 脳血管内治療導	
		52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門		
		55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神图		
	Π	57 麻酔科標榜医			
医師免許取得の		01 北海道大学 0	2 旭川医科大学 03		東北大学
5) 際に医学課程を					羊馬大学
修めた大学名等					F潟大学
	,				L製大学 Z 士 尼 L ***
大学名等の番号を 1	国			-	S古屋大学 大阪大学
つ○で囲むこと。	立				へ阪八子 岡山大学
(修了した大学院名 等の番号を○で囲ま					引力
等の番号を○で囲ま ないこと。)	ĺ				拉賀大学
			8 熊本大学 39		宫崎大学
大学の再編・統合・			2 琉球大学		
改称により、医師免 許取得の際に医学課	公立				名古屋市立大学 - 87、1-81 カ
程を修めた大学名が					T歌山県立医科大学
選択肢にない場合、	私立・大学校・外国医学校・その				等玉医科大学 2011年学
再編・統合・改称が	太学				召和大学 更京女子医科大学
行われた後の大学名 の番号を○で囲むこ	校外				化里大学
の番号をして囲むこと。	E		8 聖マリアンナ医科大学 69		2 <u>1</u> 2八寸 2知医科大学
	学校				ī畿大学
	その				届 岡大学
	他	79 産業医科大学 8	0 防衛医科大学校 81	外国の医学校 82 そ	一の他
		各都道府県における医師確保			同意しない場合
6) 本届出票の活用 に対する確認		情報の全部又は一部を、任所 することに <u>同意しない場合</u> に	f地の都道府県及び従事先のi は、右欄に○を付けること。		

医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

(1) 住所

住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名

医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、 医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(17)備考」欄 に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。

(5) 医籍登録番号

医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合

→ 第 0 0 0 1 2 3 号

(6) 医籍登録年月日

医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

(7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
診疫	01	診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
療所	02	診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病院	03	病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04	病院の勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者 (臨床研修医を含む。)
	05	医育機関の臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系 の者(教授、准教授、講師、助教等)
医	06	医育機関の臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系 の大学院生
育機	07	医育機関の臨床系の勤務者で05及び06 以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系 の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等)
関	08	医育機関の臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系 以外の大学院生
	09	医育機関の臨床系以外の勤務者で 08以外の者(教官、教員、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系 以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護施	10	介護老人保健施設の開設者又は 法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設す る法人の代表者(理事長等)
人設	11	介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
上施	12	医育機関以外の教育機関又は研 究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事して いる者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
記	13	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
外	14		事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
の設	15	上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等 の保健衛生業務に従事している者
その	16	その他の業務の従事者	01~15に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
他	17	無職の者	職業に従事していない者

(8) 主たる従事先

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に $01\sim15$ を記入した場合の従事先について記入する。 所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで 記入する。 (9) 従たる従事先

(7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01~15を記入した場合の従事先について記入する。所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

(10) 就業形態

雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別する。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。

(11) 主たる業務内容

(7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に**01~05、07及び09~15**を記入した場合の従事先における主たる業務内容について記入する。「管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。

(12) 休業の取得

平成28年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している 者は該当する番号を○で囲む。

(13) 従事する診療科名等

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に**01~07**を記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。<u>該当する診療科名がない場合は、最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む(</u><例>参照)。

<例>腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来→ (01) 内科

人工透析内科→ (05) 腎臓内科

内分泌内科 → (07) 糖尿病内科(代謝内科)

腫瘍外科、頭頸部外科→ (16)外科

Ⅱ「18 心臓血管外科」

循環器外科に従事する者を含む。

Ⅱ「31 産婦人科」

妊婦検診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。

Ⅱ「32 産科」

婦人科診療に従事せず、妊婦検診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。

Ⅱ「33 婦人科」

妊婦検診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。

IV「40 臨床研修医」

医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生 労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の臨床研修を受けている者。

IV「41 全科」

診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。

V「42 その他」

01~41に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。

(健康管理等)

主たる診療科名の番号 (1つ) 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。

例

01) 内科

(09) 皮膚科

主たる診療科が「(01) 内科」の場合 →

主たる診療科名 の番号(1つ)

(14) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格

01~56に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格又は**57**に掲げる麻酔科の標榜資格を取得している場合に**該当するすべての番号を○で囲む**。

01~56の資格名は「医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することが できる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することがで きる医師の専門性に関する資格名である。

57の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可された医師の資格名である。

(17) 備考

届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を 併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、**併有している届出票につい ても提出**する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1) **住所」を管轄する保健所長**に提出する。 ただし、「(8) **主たる従事先」を管轄する保健所長**に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search/)に氏名等が掲載されません。



H 28



<u>歯科医師届出票</u> (平成28年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

	——————————————————————————————————————							
(1)	住 所	〒	1					
		府県						
	ふりがな					電	話	
(2)	氏 名					市外局番	wan)
(3)	性 別	1 男 • 2	女	(4) 生 年 月	日 3	2 昭和 5 大正	月	B
(5)	歯科医籍登録番号	第	号	(6) 歯科医籍登録	1	平成 2 昭和 3 大正	月	日
(7)	従事している施設	段及び業務の種別						
	回答欄	施設の種別			業務	の種別	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	01~16のうち1つ を記入すること。	診療所		所の開設者又は法 <i>。</i> 所の勤務者	人の代表者	Ž Ī		
	主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		D開設者又は法人の D勤務者	の代表者			
		医育機関 (歯学部若しくは医学部	06 医育构	幾関の臨床系の教 幾関の臨床系の大学 幾関の臨床系の勤務	学院生	』 び06以外の者(医員)	、臨床研修医、そ	- の他)
	複数の施設に従事 している場合で 2 番目に長時間従事	を有する大学又はその 附属機関)	08 医育构	幾関の臨床系以外の	の大学院生			
	世 している施設について01~15のうち1つを記入すること。	介護老人保健施設	11 介護	ど人保健施設の開設 と人保健施設の勤	務者			
	従たる施設・業務 の種別(1つ)	 上記以外の施設 	13 行政村	幾関以外の教育機 幾関の従事者 以外の保健衛生業剤				
		その他	15 そのf 16 無職の	也の業務の従事者 D者				
(8)	主たる従事先	((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~14のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)						
	ふりがな					電	話	
	名 称	,			(市外局番	_)
	所在地	〒 都 道	ī ī		7	町		
		府 県	型 郡		<u> </u>	村村		
(9)	従たる従事先	(複数の施設に従事している場合	合、(7)欄の「従	たる施設・業務の種別」	に01~14のいす	げれかを記入した場合の行		すること。)
	ふりがな					電	話	
	名称					市外局番)
	所在地	都 道府 県	市郡		ζ	町 村		
すた	 : る従事先の状況	113 215				13		
1		(7)欄の「主たる施設・業務	め 種別」に	01~05、07及び09~	/14 のいずれ	かを記入した者のみ	みが記入すること	٤.)
(10)	就 業 形 態	1・2いずれかを○で 1 常勤 2	囲むこと。 非常勤	務してい	る者(ただ	して施設で定めた勤 し、勤務時間が1週 「非常勤」とは「常勤	間あたり32時間	
1,	→ 1 → 2116 ∀ 1 − 1 − 1	最も長時間従事してい	る業務内容	ぶの番号を○で囲む	 }こと。			
(11)	主たる業務内容		教育・研			4 その他		
		以下を取得中の者は番	 号を○で田	またこと。				
(12)	休業の取得	1 産前・産後休業	-	育児休業	3 介	護休業		



(13) 従事する 診療科名等[((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)
従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。	1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医 またる診療科名 の番号 (1つ) 臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。
取得している 広告可能な歯科 医師の専門性に 関する資格名 取得しているすべて の資格名の番号を〇 で囲むこと。	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。 資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。 1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医
(15) 本届出票の活用 に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに <u>同意しない場合</u> には、右欄に○を付けること。
(16) 備 考	

提出期限 翌年1月15日

歯科医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

(1) 住所

住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名

歯科医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、歯科医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(16)備考」欄に「婚姻により改姓」、「歯科医籍の氏名変更申請中」等と明記する。

(5) 歯科医籍登録番号 歯科医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合

→ 第 0 0 0 1 2 3 号

- (6) 歯科医籍登録年月日 歯科医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) **従事している施設及び業務の種別** 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入 とする。

診療所	01	診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事 長等)			
	02	 診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)			
病	03	病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)			
院	04	病院の勤務者	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の 病院の勤務者(臨床研修医を含む。)			
	05	医育機関の臨床系の教官又は教員	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に 勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)			
医	06	医育機関の臨床系の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に 勤務する臨床系の大学院生			
育機	07	医育機関の臨床系の勤務者で05及び06 以外の者(医員、臨床研修医、その他)	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等)			
関	08	医育機関の臨床系以外の大学院生	大学院生 歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に 勤務する臨床系以外の大学院生			
	09	医育機関の臨床系以外の勤務者で 08以外の者(教官、教員、その他)	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)			
介護港	10	介護老人保健施設の開設者又は 法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設す る法人の代表者(理事長等)			
	11	介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者			
上施記	12	医育機関以外の教育機関又は研 究機関の勤務者	歯学部及び医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関 に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)			
以	13	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者			
外の設	14	上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等 の保健衛生業務に従事している者			
その	15	その他の業務の従事者	01~14に含まれない者で、歯科医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)			
他	16	無職の者	職業に従事していない者			

(8) 主たる従事先

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~14を記入した場合の従事先について記入する。 所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで 記入する。

(9) 従たる従事先

(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~14を記入した場合の従事先について記入する。 所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで 記入する。

(10) 就業形態

雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか 否かで、常勤・非常勤を区別する。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤 とする。

(11) 主たる業務内容

(7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~14を記入した場合の従事先に おける主たる業務内容について記入する。「管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設 において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。

(12) 休業の取得

平成28年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している 者は該当する番号を○で囲む。

(13) 従事する診療科名等

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~07を記入した場合の従事先における診療科名 等について、該当するすべての番号を○で囲む。

「5 臨床研修歯科医」

歯科医師法第16条の2の規定により、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属 する病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは 診療所において、卒後1年以上の臨床研修を受けている者。

主たる診療科名の番号 (1つ)

診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つ記入する。

例 (1)歯科 (2)矯正歯科 主たる診療科が「(1)歯科」の場合 →

1

(14) 取得している広告可 能な歯科医師の専門 性に関する資格名

1~5に掲げる広告可能な歯科医師の専門性に関する資格を取得している場合に該当する 資格名すべての番号を○で囲む。

1~5の資格名は「医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することが できる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することがで きる歯科医師の専門性に関する資格名である。

(16) 備考

届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は薬剤師免許を併せ 有する者は、その旨を明記し(「医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法/

必ず歯科医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に 提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

歯科医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない歯科医師の方は、「医師等 資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search/)に氏名等が掲載されません。



H28 薬

薬剤師届出票

様式第六(第七条関係)

(平成28年12月31日現在)

	〒					
(1) 住	都道					
	府 県					
ふりがな			電	話		
			市外局番			
(2)氏 名		1	(-	-)		
		1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -				
(3) 性 别	1 男 • 2	女 (4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 年 3 大正 4 明治	月 日		
(5) 薬剤師名簿 母母 母母	第	号 (6) 薬剤師名簿 登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	月 日		
	施設の種別	業務	の種 別	70044		
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者				
主に従事して				AMILANDINA MIDA		
(7) いる施設及び 業務の種別	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他(治験、検査等)				
	診療所	05 調剤・病棟業務06 その他(治験、検査等)				
業務の種別の01~13 のうち1つを○で囲	大学	07 勤務者(研究・教育) 08 大学院生又は研究生				
むこと。	医薬品関係企業09 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)10 医薬品販売業					
	上記以外の施設 11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者					
	その他	12 その他の業務の従事者 13 無職の者				
		15 無戦の有				
ふりがな			電	話		
(8) 従事先の名称		·	市外局番	•		
(7)欄の01~12のいず れかを○で囲んだ者 のみが記入すること。			(-	· –)		
(9) 従事先の所在地						
(7)欄の01~12のいず	〒					
れかを○で囲んだ者 のみが記入すること。	都 道 府 県	市郡区	町 村			
(10) 就 業 形 態 (7)欄の01~12のいず れかを○で囲んだ者 のみが記入すること。	1 ・ 2 いずれかを○で囲むこと。					
(11) 休業の取得 (7)欄の01~12のいず れかを○で囲んだ者 のみが記入すること。	以下を取得中の者は番 1 産前・産後休業	•	介護休業			
(12) 本届出票の活用 に対する確認	票に記載した必要な を、住所地の都道所	3 薬剤師確保対策の検討等に活用す は情報((1)〜(4)、(7)〜(11) 欄。(4 守県及び従事先の所在地の都道府県 には、右欄に○を付けること。) は生年のみ。)	同意しない場合		
(13) 備 考						

薬剤師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

(1) 住所

住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名

薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(13)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。

(5) 薬剤師名簿登録番号

薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合

→ 第 0 0 0 1 2 3 号

- (6) 薬剤師名簿登録年月日 薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) **主に従事している施設及び業務の種別** 複数の施設に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票**1枚**を提出する。

薬	01	開設者又は法人の代表者	薬局を開設している者、又は薬局を開設する法人の代表者
局	02	勤務者	法人の代表者を除く薬局の勤務者
病	03	調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業 務等に従事している者
院	04	その他(治験、検査等)	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	05	調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報 業務等に従事している者
所	06	その他(治験、検査等)	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
大	07	勤務者(研究・教育)	大学において、教育又は研究に従事している者(教授、准教授、講師、 助教等)
学	08	大学院生又は研究生	大学において、上記07以外の大学院生、又は研究生
医関系企	09	医薬品製造販売業・製造業 (研究・開発、営業、その他)	製薬会社 (その研究所を含む。)、血液センター等医薬品の製造販売業 又は製造業に従事している者 (企業から派遣される治験コーディネー ターを含む。)
品業	10	医薬品販売業	医薬品の店舗販売業、配置販売業、卸売販売業に従事している者 (旧薬種商を含む。)
上施 記以外 の設	11	衛生行政機関又は保健衛生施設 の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国 立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛 生施設に従事している者
その	12	その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01~11に含まれない業務に従事している者
他	13	無職の者	職業に従事していない者

(8) 従事先の名称

「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で**01~12**に該当する者は、**必ず**記入する。

(9) 従事先の所在地

所在地の**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入**し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで 記入する。

(10) 就業形態

雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別する。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。

(11) 休業の取得

平成28年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を〇で囲む。

(13) 備考

届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

原則として「(1) **住所」を管轄する保健所長**に提出する。ただし、「(9) **従事先の所在地」を管轄する保健所長**に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない薬剤師の方は、「薬剤師資格 確認検索システム」(http://yakuzaishi.mhlw.go.jp/search/) に氏名等が掲載されません。

医師·齒科医師·薬剤師

の皆さまに、届出のお願い!

本年は2年に1度の届出年です。

平成28年12月31日現在の状況をご報告下さい。 届出は、平成29年1月15日までにお近くの保健所へ

- Q 届出をしなければいけないのですか?
- A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科 医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすること が義務づけられています。
- Q この届出はどのようなことに使われてますか?
- A 「医師・歯科医師・薬剤師調査」として集計され、医療行政施策 において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、<u>2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格検索システム」に氏名等が掲載されません。</u>

- Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか?
- A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホーム ページからダウンロードしてください。





